

公益財団法人公益法人協会 第12回評議員会議事録

- 1 開催された日時 平成26年3月13日(木) 15時～17時10分
- 2 開催された場所 日本工業倶楽部 第四会議室
- 3 評議員総数及び定足数
総数 28名、定足数 15名
- 4 出席評議員数 22名
(出席) 石山 勉、伊藤博士、伊藤道雄、今井 渉、今村泰弘、大貫正男、金子隆之、
小西恵一郎、笹部俊雄、四戸靖郷、渋谷雅英、高橋陽子、谷井 浩、鶴見和雄、
轟木洋子、中野佳代子、野村 萬、巻島一郎、松澤 聡、宮崎幸雄、茂木義三郎、
矢内 顯
(欠席) 上野 宏、大西健丞、黒田かをり、茶野順子、徳川義崇、深尾昌峰
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子 *中田監事は15時27分より出席。
(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事
(議案説明及び報告) 太田理事長、金沢専務理事、鈴木専務理事

5 議 題

決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

第2号議案『平成26年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

報告事項

(1) 内閣府の動向等と当協会要望等

- ① 移行の着地点、公益法人の現況及び公益法人に対する勧告及び報告徴収等
- ② 会計基準の見直しに関する動向
- ③ 一般法人法及び内閣府令一部改正についての要望

(2) 平成25年定時評議員会以降の主要事業について

普及啓発事業(公益目的事業1)

① 「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」の状況

調査研究、提言事業(公益目的事業3)

② 助成財団の動向に関する訪米調査団2013(9.28～10.6) 概要

③ 一般法人の動向に関するアンケート調査

④ 公法協5つの政策提言

⑤ 平成26年度税制改正の状況

(3) 長期(10ヶ年)経営計画「Project Coming 10」中間報告

(4) 法人管理に関する報告

(5) その他報告・連絡事項

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事より、評議員総数28名中22名が出席、6名欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数15名以上を充足していることを確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、大貫正男、鶴見和雄の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案『平成26年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

議長の求めに応じて太田理事長から、25年度の事業執行及び決算見込みとともに、26年度事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みに関する書類について次のような説明があった。

<平成25年度の事業の状況及び決算見込み>

25年度の事業執行については、後ほど主要事業の報告をするが、収益、費用とも前年度より減少する見込みだが、今のところ3年ぶりに数百万円程度の黒字を見込んでいる。

<平成26年度事業計画書の説明>

現在の経済と国民生活の状況、公助と自助の限界、新公益法人制度の下の市民活動組織化、そして制度改革の対応に迫られた公法協の十数年間と今後のグランドデザイン、3年が経過した東日本大震災と長期的支援……そうした環境認識の下、26年度は、①普及啓発事業では国内非営利組織とのネットワークによる被災地支援の他、海外非営利組織との連携を深めたい。これまで、日本の公益団体が海外との接触を持っておらず、日本のプレゼンスを高めたいとの意図から余裕のある限り会議へ参加してきたが、今後は日本NPOセンター、JANIC等とも連携を組み、役割分担をしつつオールジャパンで取り組みたい。②支援・能力開発事業では、相談、セミナー、機関誌、情報公開の各事業を継続する。また、③調査研究・提言事業では、先例となる英国チャリティ制度改革の変容、民間の目で見直す非営利法人会計制度など、助成団体の支援を得て調査研究を実施し、しっかりとした調査に基づく説得力のあるアドボカシー活動を行いたい。

<収支予算書等の説明>

収益は平年並みの2億1,900万円、経常費用2億1,400万円を立て、500万程度の黒字を確保したいと考えている。収益では会費のウエイトが高い。この50%前後という安定収入を、アドボカシー活動や調査活動など収入を生まないが、インフラとなる事業に充てたい。事業収益では出版、セミナーの2つの柱により残り半分の収益を上げたい。費用のうち、人件費は半分近い1億。収支には助成を受ける対象事業や内閣府委託事業等は含んでいないので、これらが入れば収益・費用ともに増えることが予想される。

なお、事業計画書案、収支予算書案等はいずれも理事会の決議を受けたことが説明された。

本議案につき、次の質疑応答があった。

鶴見評議員「大きなターニングポイントに到達した、と感じている。①中長期計画の起点は何年になるか。また、②国内外の非営利組織との連携について 19 団体、7 団体が挙がっているが、絞り込みを行うのであれば各団体はどういう性格のものか。③連携は目的を明確にしないと繋ぎどころがない出口になってしまうので、連携から何を得ようとしているか教えてほしい。また、連携という関係性を利用してきた結果についてはどうか④26 年度事業としての英国チャリティ調査は、今までの連携を生かした事業と考えてよいか」。

太田理事長「①中長期計画の起点は作成時からになる。この 5～6 年間は制度改革に伴う移行支援に忙殺され、中期経営計画を作成せずに来ている。25 年度のプロジェクト「Coming 10」委員会の報告を真摯に受け止め、反映させたいと考えている。②7 つの友好団体とは、正式な協定は結んでいないが、インディペンデントセクター、ニュージーランド非政府組織連合(ANGOA)など日頃親しくしている団体。19 団体とは、英国の全国ボランタリー組織協議会(NCVO)、中国民間組織協力推進会(CANGO)など協力について覚書を結んでいる団体のこと。③海外非営利組織との連携の目的はもちろん彼らから学ぶということもあるが、一方で日本のプレゼンスが薄く、また、誤解を生んでいる面もあり、日本の実情を正しく発信するというのも重要な目的である。④公益認定における第三者委員会のあり方や税制と認定を切り離すということはイギリスの制度が大いに役立ち今回の制度改革でも実現できた一つのきっかけと考える。なお、26 年度に計画する英国チャリティ改革と市民社会の変容調査は、従来のネットワークとは直接的な関係はない」

鶴見評議員「19 団体を 7 団体に絞り込むということではなく、今後も 26 団体と関係を継続されるということか」

太田理事長「濃淡はあると思うが、他の非営利組織と役割分担しながら進めていきたい」

伊藤(道)評議員「公法協は国内の非営利法人をリードする団体の一つであるが、大阪大学の山内直人教授が日本版 NPO 白書(NPO 学会)を発行している。それとの関係はいかがか」

太田理事長「非営利セクターの中の一つとして、記載されていると思う」

轟木評議員「会計基準の見直しについては、連携を組む予定はあるのか」

太田理事長「会計制度についてはいろいろな動きがある。大きな動きとしては、日本公認会計士協会が非営利法人会計のあり方についてフレームワークを作りたいとの考えをもっており、これにどのように関わるか、先方とつい最近も、1 時間半ほど議論した。彼らは法人の監査を本来業務とする専門職の団体であるので、監査を行う側がルールを作ることによって違和感を持つ人もいるかも知れないが、いずれにせよ専門家がその気になるということは良いことと思う。今後、関連団体と意見交換を交えて、会計制度の見直しを進めたい」

以上、審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

○ 報告事項

次の項目について報告があった。

(1) 内閣府の動向等と当協会要望等（鈴木専務理事）

① 移行の着地点、公益法人の現況及び公益法人に対する勧告及び報告徴収等

移行の計数的な結論として、着地点というべき公益法人・一般法人の棲み分けはそれぞれ 43、

7%、56.3%となったが、とりあえず一般法人に移行し、体制を整備し改めて公益認定を目指そうと思う法人も少なくなく、最終結果についてはもう少し時間が必要かと思われる。25年11月末では、社団法人は一般法人への移行が相対的に多く、財団法人は公益への移行が相対的に多いと思われる。また、税制面では移行認定により9千法人が新公益法人となった結果、特定公益増進法人となった財団法人、社団法人の数は以前の10倍となった。一方、不認定が数件出たことも特筆される。新法人の公益認定が300件強あり、新たな公益法人が誕生している。また、公益法人に対し技術的能力、経理的能力、ガバナンス、機関運営面において改善勧告がなされた事例が紹介された。

本報告につき、次の質疑応答があった。

轟木評議員「税額控除の証明を受けた公益財団・社団はどのくらいあるのか」

太田理事長「全体の8パーセントくらいかと思う」

轟木評議員「撤廃すると国税庁はどのくらいの減収になるのか」

太田理事長「国税庁もそこまでの計算は行っていないと思う。一部の政治家等においては、PSTは寄附を意識してもらうための市民運動のツールだということで、公益法人も適用してくださいというスタンスだが、これがいつも論議のもとになる。社福、学校法人も撤廃について頑張るって欲しいものだ」

② 会計基準の見直しに関する動向

法律の改正を前提としない範囲内で、運用面から会計制度の見直しを取り扱う目的として、内閣府公益認定等委員会の中に「公益法人の会計に関する研究会」が設置され、月1回程度会合が開催されている。メンバーのうち一人は公認会計士で当協会監事の中田氏であるが、まず3月に小規模法人対策を中心に中間報告がまとまり、4月に発表されるとのことである。

③ 一般法人法及び内閣府令一部改正についての要望

一般法人法の改正については、会社法が変わると自動的に関係法令の一つである一般法人法が変わるとというのが法務省の認識である。それに対し、改正するのならきちんとした一般法人法「固有の」手続を踏んで欲しい、また、このように変わるということの法人への周知もして欲しいという要望を出したものである。法務省からは「連絡等をしなかったのは申し訳ないが、会社法が変われば関係法令たる一般法人法が改正されるのは論理必然である」、また内閣府は「省庁間の連絡に齟齬が生じ、内閣府自身の意識も薄かったため連絡をしなかったが申し訳ない」との回答だった。いずれも次の改正の時の扱いには言及していないので、今後は政治の力を借りなくてはならない局面が生ずるかも知れないが、現在のところはそのような状況である。本報告につき、次の質疑応答があった。

矢内評議員「私共現行法人は具体的にどのような対処が必要か」

鈴木専務理事「今は現在及び過去に亘って業務執行に携わっていなければ外部役員、ということになるが、法律改正により、新しく非業務執行理事という概念ができると、過去に業務執行をした人物でも現に業務執行から外れれば非業務執行理事となる。法務省は「負担が軽減されるのだからよいのではないか」というスタンスだが、平理事は、ガバナンス等の面から業務執行理事をウォッチする義務があるにかかわらず、責任が最も軽くなるというのはいかなるものかと思う。また、監事が会計監査人を選ぶということで権限が拡大する

が、これには非営利法人の監事のあり方について論議が必要だと思われる」

鶴見評議員「海外協力を行う 12 公益法人で、連絡会組織を持っている。12 団体のうち、行政庁の立入検査が入ったのは 1 法人だけである。立入検査の状況について実績による分析はあるか、また立入検査の情報の共有について、公益法人協会としてのプラットフォームはどう考えているか」

太田理事長「立入検査に対してももちろん情報収集をしているが、どの法人もセンシティブになっていることは事実だ。そこで、会員団体から好意的に情報提供していただいたものを分析し小冊子を作成、昨年 1 月に月刊誌とともに会員へお送りしたほか、立入り検査対策のためのセミナーも開催している。主務官庁時代の立入検査とはかなり異なり、例えば内閣府の場合は大所高所の見地から実施している印象。チェックのポイントは、公益目的事業として認定を受けた事業をきちんと行っているか、又は、認定を受けていない事業を公益目的事業として行っていないか、ということ。利益相反取引による私的流用の有無についても、法人の契約書をチェックしているようだ。セミナー等で私は必ず、立入検査には代表理事の方から説明をし、書類審査だけでは分からない法人の歴史、経営理念、ビジョンといったことに理解をさせるようにしていただきたいと思います」

(2) 平成 25 年定時評議員会以降の主要事業について

普及啓発事業(公益目的事業 1)

①「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」の状況(金沢専務理事)

同基金の募金は一次募集、特別募集、二次募集(実施中)と 3 回に分けて行い、現在は合計 1,346 万円の申し込みを受けているが、年度末までに 1,500 万円を見込んでいます。一方、応募と配分は年度末をはさんで 2 回に分けて行うが、うち 25 年度交付分については 128 法人から応募があった。3 月 28 日に開催する配分委員会を経て、同 31 日に支援金を支出予定である。

調査研究、提言事業(公益目的事業 3)

② 助成財団の動向に関する訪米調査団 2013(9.28~10.6) 概要(太田理事長)

昨年 9~10 月に実施した米国助成財団に関する訪米調査研究ミッションの報告書が完成、出席者に配布された。調査の目的は、米国助成財団の助成の手法が以前と変わりつつあり、その新しい潮流を探ることである。報告書には助成財団に関する最新の情報が収録されているので、ぜひお読みいただきたいとの説明があった。

本報告につき、次の質疑応答及び意見があった。

伊藤(道)評議員「助成財団センター関係の方の参加が見られないが、どのような事情か」

太田理事長「団員は募集によるもの。助成財団センターにもお声掛けした。事情があり今回は参加できないが、協力団体として成果を共有するという形にはさせていただきたいとのお話があり、協賛ということで報告書に団体名を掲載した次第である」

伊藤(博)評議員「助成財団センターの理事を兼任している茂木さんと私は、その肩書きでも参加し、名刺交換をした。トヨタ財団としては、伊藤(道)先生が仰ったような問題意識を提起していきたいと思う」

伊藤(道)評議員「約 35 年前、(財)日本国際交流センター主催によるフィランソロピーミッションでチームの方たちと訪米したことがあるが、その後日本の財団界で起きた変化は限られ

たものだった。今回の訪米ミッションでは、変化をもたらすような活動に繋げて欲しい。また、5つの政策提言は既存の法人制度だけが焦点になっているが、カバーする範囲にボランティアグループが抜けているのではないかと。個人個人におけるボランティアリズムを活性化するための政策提言を行うことも必要かと思う」

高橋議長「私も昨年の訪米調査団に参加した一人だが、感じたことは「コレクティブフィランソロピー」。いろいろなところと連携しないと、インパクトのある活動はできない。それが必要な時代が、日本にも来ていること」

③ 一般法人の動向に関するアンケート調査（太田理事長）

日本NPOセンターと来年度から共同で標記調査を始めるに先立ち、本年度は前段階としてメールによるアンケート調査を行った。対象は一般法人 1,802。うち有効着信 1,602、回答は 157 で、10%弱であった。回答内容をみると、社団法人が 8 割以上で、設立年が意外と古い法人があった。前身は任意団体が一番多かった。税法上の分類では「非営利徹底型」が最も多かったが、次いで「普通法人型」が予想以上に多かった。また、事業内容は教育関係、学会を筆頭に多分野に及んでいるものの、必ずしも公益的な事業かどうか即断できない。一般法人を選択した理由として最も多いのは「法人格が欲しかった」、次いで「設立が容易」の順であった。公益認定については 6 割以上が当面予定なし、公法協の認知度は同じく 6 割程度、とのことであった。

本報告につき、次の意見があった。

谷井評議員「一般法人への調査は大変ありがたい。私が所属する団体のように、公益活動を行う一般法人も対象に入れてカバーしていくという事業方針のもと、ニーズの把握に努めていただくということ、今後もよろしくお願ひしたい」

④ 公法協 5 つの政策提言（鈴木専務理事）

公益認定基準の見直し、小規模法人に配慮した一般法人法上の規律の見直し、PSTの撤廃を中心とした税制改正要望、会計基準の見直し、公益信託制度の抜本改正に係る 5 項目につき自民党へ政策提言を行ったことは、昨年 6 月の定時評議員会において事前報告したとおりである。席上では出席議員と意見交換が行われ、関係省庁へ働きかけを行うとのことだったが、その後、自民党特別委員会の委員長が交代したこともあり、やや尻切れトンボのようになっている。

⑤ 平成 26 年度税制改正の状況（鈴木専務理事）

税制改正については残念ながら、PSTの撤廃を中心とした寄附金税制、資産寄附税制とも要望の成果を得ることはできなかった。

(3) 長期(10ヶ年)経営計画「Project Coming 10」中間報告(鶴見評議員)

同プロジェクトの外部委員の一人である鶴見評議員から、次の報告があった。

昨年発足したこのプロジェクトは、評議員会には初めての報告になる。10年後の公法協のベストな絵姿を描き、協会をこのように変えていくんだということを軸に議論を進めている。真の民間公益活動推進センターになりたい、なるべきだという基本方針の下、政策提言（幅広く行うことで公法協の付加価値を高めるものと認識）、キャパシティビルディング（きめ細かいサービス）の二本柱により機能を確立していくべきということ。そのためには組織文化・土壌

の変革が必要であり、また、財政基盤の強化、情報基盤の強化、職場環境の向上に努める必要がある。日本を代表するロールモデル、公益法人モデルになることを目指したい。こういった計画は作るだけで満足してしまうところが問題であるが、現実的であること、計画に魂を入れていくことが大きなキモである。実行段階となれば、役員、職員とも、一丸となって実施願いたい。6月ごろに最終的な答申をまとめる予定になっているが、評議員の皆様のご支援を賜りたいと思っている。

(4) 法人管理に関する報告(太田理事長)

25年度は新規入会が好調であり、地方会員の獲得についても従来以上に健闘した、との報告があった。

(5) その他報告・連絡事項(太田理事長)

次回、定時評議員会は、6月26日(木)14時より、港区のアイビーホールにて開催することが報告された。

以上をもって議案の審議等を終了したので17時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成26年3月27日

議 長 高橋 陽子

議事録署名人 大貫 正男

議事録署名人 鶴見 和雄

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文
総務部 松野亜希子

